

従業員 50 人未満の事業場の経営者の方へ

2028 年 4 月 1 日

ストレスチェックが、すべての事業場で義務になります

これまで努力義務だった 50 人未満の事業場も、年 1 回の実施が法律上の義務になります。

公 布

2025 年 5 月 14 日

改正労働安全衛生法

施 行

2028 年 4 月 1 日

政令で確定済み

頻 度

1 年ごとに 1 回

規模を問わず

御社は、対象になりますか

「50 人」の数え方も、「誰が受けるのか」も、決まっています

「50 人」は事業場ごとに数えます

会社全体の合計ではありません。

本社

20 名

A 支店

15 名

B 支店

10 名

どの拠点も 50 人未満です。それでも 2028 年 4 月からは、3 つすべてでストレスチェックが必要になります。

誰が受けるのか

所定労働時間が週 40 時間の事業場の場合

週 30 時間 以上

実施の対象

週 20 ～ 30 時間

実施が望まれる

週 20 時間 未満

対象外

パート・アルバイトの方も、この基準を満たせば対象です。

全国の事業場の 95.9% が 50 人未満です。ほとんどの会社が、この改正の対象になります。

会社がやることは、4 つです

法令上の義務は 12 項目ありますが、会社そのものが動くのはこれだけです

1

**社内ルールを決め、
働く人の意見を聴く**

実施体制・方法・記録の保存・
情報の取扱いなどを決めて、周知
します

2

**対象者の名簿を
用意する**

誰が対象になるかの判断は、会
社が行います

3

受検を勧める

受けるかどうかは本人の自由です。
会社の役割は勧めることです

4

**医師の意見が出たら
就業上の措置をとる**

面接指導の後、医師の意見を聴い
て、必要な配慮を検討します

残りは「実施者（医師など）」と「実施事務従事者」の仕事です

調査票の配布・回収・採点、本人への結果通知、面接指導、記録の 5 年間の保管。外部機関に委託すれば、これらは委託先が担います。

いちばんの壁は、「実施者」です

ストレスチェックは、資格を持つ人でなければ実施できません

条件①

資格があること

医師・保健師、または所定の研修を修了した歯科医師・看護師・精神保健福祉士・公認心理師に限られます

条件②

人事の権限がないこと

解雇・昇進・異動に直接の権限を持つ監督的地位にある方は務められません。院長・社長は、たとえ医師でも実施者になりません

現実

社内に有資格者がいない

50人未満の事業場には産業医の選任義務がありません。だから社内で実施者を立てられないのが普通です

だから、外部の機関から実施者を確保するのが現実的です

厚生労働省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」も、実施者は委託先の外部機関から選任することを前提に書かれています。

準備は、早めの情報収集から

施行は 2028 年 4 月 1 日。そこから 1 年ごとに 1 回の実施が必要になります



委託先の比較と社内の準備には、時間がかかります

委託先の比較、社内ルールづくり、働く人への周知と、施行までに必要な準備はいくつもあります。早めに情報を集めておくと、落ち着いて選べます。

まずは、御社の事業場の数と人数をお聞かせください

必要な対応と費用の目安をお出しします。
制度の全体像をまとめた解説資料（本編 22 枚＋付録 8 枚）もご用意しています。

やりがいラボ合同会社
ストレスチェック実施機関「きしべ」
yarigailab.com